

IFRIC Review

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

目次

主たる決定事項

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」－特定日に市場に参加することに対して請求される税金
- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」－関連会社の持分の変動が包括利益の外で行われる場合の持分法の適用
- IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」－サービス委譲契約における営業者による支払

委員会の議論の要約

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」および IAS 第 12 号「法人所得税」－法人所得税ではない支払の表示
- IAS 第 12 号「法人所得税」－新しい税制度により導入される「市場価値の増額分 (market value uplifts)」に係る会計処理
- IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」－収益ベースの減価償却方法
- IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－固定金利の負債性金融商品の期間延長オプション
- IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」－共同支配事業に対する持分の取得
- IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」－IAS 第 7 号に関連する要請のレビュー
- SIC 第 13 号「共同支配企業－共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」(2011 年改訂)－SIC 第 13 号および IAS 第 28 号(2011 年改訂)における「非貨幣性資産」の用語の定義
- IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」および IAS 第 17 号「リース」－土地の使用権の購入

管理セッション

2012年3月13日および14日の国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee)会合の要約

主たる決定事項

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」－特定日に市場に参加することに対して請求される税金

委員会は、負債を生じる事象を識別するために、特定日に市場に参加することに対して請求されるその他の税金 (Levies) に対して、IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債－電気・電子機器廃棄物」が、類推により適用されるべきかどうかについて明確にする要請を受けた。明確化についての本要請は、特定日において企業がある活動に参加することを条件とする税金についての負債の認識時期に関連している。

この論点は、委員会の複数の会合で議論されており、直近の議論は 2012 年 1 月の会合で行われた。過去の会合で、委員会は、負債の認識に関連して一定の基礎となる原則を開発した。委員会は、たとえ企業が将来の期間に継続して活動することを経済的に強制されるとしても、その将来の期間に活動することから生じる税金を支払う推定的債務が生じないことを認識した。さらに、継続企業の原則は、報告日現在、企業が将来の期間に活動することから生じる税金についての負債を認識するかどうかに影響を及ぼさないであろう。委員会は、債務発生事象は現在の債務を生じさせるために必要であり、現在の債務を生じさせる活動がある期間にわたって生じている場合(例えば、法律により識別された債務発生事象が、ある期間にわたっての収益の創出である場合)には、債務発生事象は徐々に生じることを指摘した。税金の支払いが、税金の支払いの対価として資産または将来のサービスの受領との交換取引である場合を除き、企業は負債の認識時に費用を認識することを、委員会は示した。

2012年3月の会合で、委員会は、スタッフにより提出された解釈指針案について議論した。委員会は、以前の会合で識別された原則に基づき解釈指針を開発する決定を確認した。当該解釈指針は、IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税以外の税金の会計処理を取扱うことになる。しかし、委員会は、交換とならない取引(すなわち、税金を支払う企業が、税金の支払と

交換に特定の資産を受取らない取引)となる税金の支払いに対する解釈指針の範囲に限定することを暫定的に決定した。

収益の閾値(例えば、特定の市場での収益が CU1 百万に到達することにより生じる税金債務)を条件とする税金の会計処理が 2012 年 3 月の会合で詳細に議論されたが、合意に至らなかったため、委員会はこの解釈指針中では当該論点を取扱わないことを暫定的に決定した。スタッフは、2012 年 5 月の委員会の会合で、委員会の承認を受けるために改訂した解釈指針案を提示する予定である。

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」—関連会社の持分の変動が包括利益の外で行われる場合の持分法の適用

委員会は、持分法の記述および適用に関する IAS 第 28 号(2011 年改訂)と IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(2007 年改訂)の要求事項の間の不整合を訂正し、投資先の損益(またはその他の包括利益)に認識されない、または受け取った配当ではない投資先の純資産に対するその他の変動(例えば、関連会社のその他の剰余金の動きや子会社の非支配持分と関連会社との取引から生じる利得及び損失)に関する投資企業の持分の会計処理を明確にする要請を以前に検討した。

2012 年 3 月の会合で、委員会は、以前の会合で開発された原則を再確認した。すなわち、直接的または間接的にかかわらず、関連会社に対する投資企業の株式の所有持分が減少する場合には、変動の影響は投資企業の損益に認識されるべきであり、そして直接的または間接的にかかわらず、関連会社に対する株式の所有持分が増加する場合には、変動の影響は関連会社の追加的な取得として会計処理され、取得原価で認識されるべきである。

委員会は、この種類の取引の複雑性に関する懸念から、関連会社の持分決済型株式報酬および資産について関連会社が発行する売建コール・オプションを取扱わないことを決定した。したがって、委員会は、IAS 第 28 号(2011 年改訂)に以前の会議で確立された暫定的な原則を取り込むが、持分決済型株式報酬または売建コール・オプションは取り扱わないように改訂すべきであることを、審議会に提案するようにスタッフに指示した。

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」—サービス委譲契約における営業者による支払

委員会は、サービス委譲契約において営業者で生じる契約上のコストに係る会計処理を明確にする要請を受けた。明確化についての要請は、これらの原価が関連する支払いを行う義務を伴う資産として、委譲の初めに認識すべきあるか、または本質的に未履行として取扱い、委譲契約の期間にわたって認識されるべきであるかに関連している。

以前の会合で、委員会は、適切な会計処理についての検討が行われる前に、営業者からの支払の性質を理解すべきであることを指摘した。委員会は、将来の会合での検討のために、スタッフに包括的な原則を開発することを指示した。

2012 年 3 月の会合で、委員会は以下について暫定的に決定した。

- ・ 委譲手数料契約がサービス委譲契約から区別される財またはサービスに対する権利を営業者に与える場合には、営業者は、適用される IFRS に従って区別された財またはサービスの会計処理を行うべきである。
- ・ 委譲支払が有形資産の使用権に関連する場合、営業者が資産の使用権の支配を獲得するかどうか、したがってこの取決めが IAS 第 17 号「リース」の範囲となるかどうかを決定する際に、判断が使用されるべきである。
- ・ 有形資産の使用の権利に関連する支払（しかし、当該契約は組み込まれたリースとはみなされない）は、委譲手数料として同じ方法で分析されるべきである。

委員会は、また、委譲手数料契約が、区別される財またはサービスに対する権利またはリースの定義を満たす使用権を営業者に与えない場合には、サービス委譲契約の種類により、委譲者に対する営業者による契約上の支払に係る会計処理を決定しなければならないことを暫定的に決定した。すなわち、以下のとおりである。

- ・ サービス委譲により、営業者が委譲者からのみ現金を受領する契約上の権利を有することになる（すなわち、IFRIC 第 12 号の金融資産モデルが適用される）場合、当該委譲支払は、全体の収益の対価に対する調整である。
- ・ サービス委譲契約により、営業者が公的サービスの利用者に課金する権利のみを有することになる（すなわち、IFRIC 第 12 号の無形資産モデルが適用される）場合、委譲支払は、委譲の権利に対する対価を表している（すなわち、認識された無形資産のコストの一部）。
- ・ 委譲者から現金を受領する契約上の権利の金額は、営業者が、委譲支払が全体の収益の対価に対する調整、または譲渡された権利の無形資産に対する対価を表しているかどうかを決定するために、営業者のサービスの公正価値と比較する必要がある。
- ・ 営業者が「公的サービスの利用者に課金する権利」および「委譲者から現金を受領する契約上の権利（例えば、営業者のサービスについて委譲者からの実質的な保証）」の双方を有する場合には、委譲支払が全体の収益の対価、または委譲の権利の無形資産に対する対価に対する調整を表しているかどうかを決定するために、委譲者からの現金を受領する契約上の権利の金額は、営業者のサービスの公正価値と比較する必要がある。

委員会は、また、変動委譲手数料に係る会計処理に関連する原則を開発するようスタッフに依頼した。委員会は、審議会のリース・プロジェクトが、変動支払の会計処理を検討していることを認識しているが、委員会は、審議会のリース・プロジェクトの完了まで待つことを望んでいない。したがって、委員会は、リース・プロジェクトの一部として現在議論されている原則を考慮して、そのような手数料に対する適切な会計処理を提案することをスタッフに指示した。

委員会は、委員会により議論された上記の原則を組み込むため、IFRIC 第 12 号の改訂案を作成するよう、スタッフに指示した。それは、また、変動支払に関連するスタッフの提案を含む。当該改訂案および変動支払に関連する提案は、将来の会合で委員会により検討される予定である。

暫定的なアジェンダの決定

委員会のアジェンダに暫定的に追加されない論点

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」および IAS 第 12 号「法人所得税」— 法人所得税ではない支払の表示

IAS 第 12 号「法人所得税」— 新しい税制度により導入された市場価値の増加に係る会計処理

年次改善について検討された論点

年次改善 2011 年—2013 年サイクルに含めることが提案された論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」— 収益ベースの減価償却方法

年次改善に含めることが提案されなかった論点

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」— 固定金利の負債性金融商品における期限延長オプション

他に検討される論点

仕掛中の論点

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」— 共同支配事業に対する持分の取得

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」— IAS 第 7 号に関連する要請のレビュー

SIC 第 13 号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」および IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011 年改訂)— SIC 第 13 号および IAS 第 28 号(2011 年改訂)における「非貨幣性資産」の用語の定義

IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」および IAS 第 17 号「リース」— 土地の使用権の購入

管理セッション

委員会が継続中の論点に係る報告

委員会の議論の要約

暫定的なアジェンダの決定

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」および IAS 第 12 号「法人所得税」— 法人所得税ではない支払の表示

委員会は、別の税務当局の課税所得に対する控除として請求される、ある税務当局に支払う生産高ベースのロイヤルティの支払に係る表示を明確にする要請を受けた。明確化に対する要請は、これらのコストが、包括利益計算書において営業費用と税金費用のいずれとして認識されるべきであるかに関連する。

委員会は、IAS 第 1 号 82 項(d)が、「税金費用」の表示科目内に、IAS 第 12 号のもとで法人所得税の定義を満たす税金を表示することを、企業に要求する意図を認識した。同様に、委員会は、税金負債の決済の方法または税金の受領者に関連する要素よりも、算定の基礎を考慮すべきであることを認識した。

したがって、委員会は、生産高ベースのロイヤルティが法人所得税の定義を満たさず、包括利益計算書において法人所得税として表示すべきではないと結論付けた。

この分析に基づき、委員会は、この論点をアジェンダに含めないことを暫定的に決定した。委員会は、将来の会合でこの暫定的な決定を再検討する予定である。

IAS 第 12 号「法人所得税」— 新しい税制度により導入される「市場価値の増額分 (market value uplifts)」に係る会計処理

委員会は、ある法域で提案されている税制度により導入される「市場価値の増額分 (Market value uplifts)」に係る会計処理を明確にする要請を受けた。本要請には、IAS 第 12 号の範囲となる提案されている税制度のもとで課税所得を算定する際に、資産の取得原価または帳簿価額ではなく、「開始ベースの控除 (Starting base allowance)」として特定日現在の資産の公正価値を使用して、一定の採掘資産に対する税務上の減価償却費を算定することを企業が許容される場合の特定の事実パターンを含んでいた。年間の税務上の減価償却費を使用できる十分な利益がない場合には、税務上の減価償却費は繰り延べられ、将来の年度に課税所得の減額として使用することができる。

委員会は、公正価値の増加部分を含む、「開始ベースの控除」が当該税制度のもとで関連資産に帰属し、税務上の減価償却費の基礎となることを認識した。その結果、当該市場価値の増額分は、IAS 第 12 号 5 項に定義される、関連資産の「税務基準額」の一部を形成する。委員会は、IAS 第 12 号が将来減算一時差異として利用可能な減算の増加による、資産の「税務基準額」に対する調整を反映するように、企業に要求していることを認識した。したがって、委員会は、繰延税金資産が、IAS 第 12 号 24 項の認識規準を満たす範囲で認識されるべきであることを認識した。

この分析に基づき、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、将来の会合でこの暫定的な決定を再検討する予定である。

「年次改善」について検討された論点

委員会は、「年次改善」に含まれる可能性がある 2 つの論点を審議した。

「年次改善」の 2011 年-2013 年サイクルに含めることが提案された論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」—収益ベースの減価償却方法

委員会は、サービス委譲契約の無形資産について適切な償却方法を決定する際に、IAS 第 38 号 97 項および 98 項における「予想される資産の将来の経済的便益の消費」という用語の意味を明確にする要請を受けた。本要請は、利用者に課金できる料金が契約で示され、より低い料金が委譲の初めに課され、その後消費者に負担とならないように、委譲者の実務に整合して定期的増加するという特定の事実パターンを含んでいた。

以前の会合で、委員会は、償却について収益ベース、時間ベースまたは生産高比例法のいずれが基礎となる契約条件の経済的な現実を最もよく反映しているかを検討した。委員会は、IAS 第 38 号の原則が、償却方法が予想される将来の経済的便益の消費パターンを反映すべきであり、予想される将来の経済的便益の発生パターンを反映すべきではないことを認識した。

2012 年 3 月の会合で、委員会は、資産の予想される将来の経済的便益の消費パターンの代わりに、事業運営から生じる経済的便益の発生パターンを反映する減価償却および/または償却方法の使用を禁止するために、IAS 第 16 号および IAS 第 38 号を改訂する提案について議論した。この改訂は、「年次改善」の 2011-2013 サイクルに含めることが提案された。

「年次改善」に含めることが提案されなかった論点

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」—固定金利の負債性金融商品の期間延長オプション

委員会は、組込デリバティブを IAS 第 39 号、または IFRS 第 9 号（適用されている場合）で主契約から分離する必要があるかどうかを明確にする要請を受けた。明確化に対する本要請は、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲の組込期間延長オプションを含む固定金利の負債性金融商品の発行者が、期間延長オプションを主契約の負債性金融商品と分離し、期間延長オプションをデリバティブとして会計処理しなければならないか、または期間延長オプションを主契約の負債性金融商品と分離せずに、期間延長オプションが行使される場合、期間延長オプションを、継続する主契約の負債性金融商品の不可欠な部分として会計処理しなければならないかどうかに関係する。

2012 年 1 月の審議会の会合で、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、主要な差異を縮小させることを求めて、金融商品の分類および測定モデル

の側面を共同で再審議することを決定した。金融資産の分離は、審議会が、金融負債について関連する結果に沿って共同で検討することに同意しているトピックである。

したがって、委員会は、関連する審議会のプロジェクトが現在進行中であることを前提に、この段階でこの論点を取扱わないことを決定した。委員会は、審議会が、この論点を共同の再審議の範囲とすべきかどうかを検討できるように、この論点を審議会に知らせることをスタッフに要請した。

委員会は、審議会が再審議の一部としてこの論点を取扱わない場合、その後の委員会にて、この論点を再度取扱い、ガイダンスの明確化が、期間延長オプションを含む固定金利の負債性金融商品の発行に係る会計処理に関して提供されるべきかどうかを検討することを決定した。

その他の検討すべき論点

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」—共同支配事業に対する持分の取得

委員会は、「共同支配の営業活動(jointly controlled operation)または資産」、または「共同支配事業(joint operation)」を基礎とする活動および資産が事業を構成する場合、『IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」』における共同支配の営業活動または資産に対する持分の取得に係る共同支配投資企業による会計処理』、および『IFRS 第 11 号に定義される共同支配事業に対する持分の取得に係る共同支配事業者による会計処理』を明確にする要請を以前に検討した。

以前の会合で、委員会は、「共同支配事業」または「共同支配の営業活動または資産」が IFRS 第 3 号に定義される事業を構成する状況では、「共同支配事業」および「共同支配の営業活動または資産」に対する持分の取得に係る会計処理に、不確実性が存在することを認識した。委員会は、IAS 第 31 号が 2013 年から IFRS 第 11 号により置き換えられることを認識したうえで、IFRS 第 11 号の適用後に予想される将来の実務上の多様性を限定するために、委員会は、ほとんど例外なく識別可能な資産および負債についての公正価値での測定を含め、共同支配事業の特定の資産および負債に IFRS 第 3 号の適用を要求し、残存部分をのれんとして認識することを決定した。

2012 年 3 月の会合で、委員会は、提案された改訂が IFRS 第 3 号および他の IFRS に関連する原則を全般的に参照し、最低限の適用指針を含めるべきであることを暫定的に合意した。さらに、実務上の多様性を過去生じさせている、企業結合会計のコア原則である、「識別可能な資産および負債の公正価値での測定(ほぼ例外を伴わない)」、「費用が発生し、サービスが受領される期間に費用として取得関連費用を認識(負債または持分証券を発行する費用は、IAS 第 32 号「金融商品:表示」および IAS 第 39 号または、適用される場合には、IFRS 第 9 号に従って認識されるという例外を伴う)」、「のれんの当初認識から生じる繰延税金負債を除く資産および負債の当初認識から生じる繰延税金の認識」、および「のれんとして残存部分の認識」が適用されることを、提案された改訂は規定している。

委員会は、また、提案されたガイダンスを共同支配事業の形成において共同支配事業者が適用すべきかどうかを議論したが、取扱わない予定である。

スタッフは、将来の審議会の会合で、委員会の提案に対する審議会の承認を求める予定である。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」—IAS 第 7 号に関連する要請のレビュー

2012 年 1 月の会合で、審議会は、IAS 第 7 号でのキャッシュ・フローの分類に関して委員会により検討されていた 2 つの異なる論点 (IFRS 第 3 号の範囲内の企業結合から生じる繰り延べられた対価および条件付対価についてのキャッシュ・フローの分類および IFRIC 第 12 号の範囲内のサービス委譲契約から生じる営業者におけるキャッシュ・フローの分類) を議論した。審議会は、これらの論点が年次改善プロジェクトを通して対処されるべきかどうかを検討する前に、委員会がキャッシュ・フローの分類に関して議論した以前の IAS 第 7 号のすべての論点と共に、この 2 つの論点をまとめて分析し、これら論点をまとめて取扱うことができるかどうかを検討するように、委員会に指示した。

委員会は、その以前の決定を支持するために使用された次の 2 つの分類の原則を識別した。

- ・ IAS 第 7 号のキャッシュ・フローは、IAS 第 7 号 6 項の定義により関連する活動の性質に従って分類すべきである。
- ・ IAS 第 7 号のキャッシュ・フローは、財政状態計算書において関連するまたは基礎となる項目の分類と整合して分類すべきである。

IAS 第 7 号のキャッシュ・フローの分類の背後にある主たる原則は、キャッシュ・フローは企業の事業モデルを考慮して関連する活動の性質に従って分類されなければならないということである。委員会は、キャッシュ・フローの分類に関する将来の要請を分析する際に、指針となる原則としてこれを使用することを言及した。スタッフは、将来の会合で、識別された原則の適用に関する設例を、委員会に提出する予定である。

委員会は、将来の会合でその見解を審議会と議論するように、スタッフに指示した。この見解から、委員会は、審議会が IAS 第 7 号のキャッシュ・フローの分類の背後にある主たる原則を明確にすべきであると提案した。

SIC 第 13 号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」(2011 年改訂)—SIC 第 13 号および IAS 第 28 号(2011 年改訂)における「非貨幣性資産」の用語の定義

委員会は、SIC 第 13 号および IAS 第 28 号(2011 年改訂)の要求事項が適用されるかどうかを識別することに関連して、事業が「非貨幣性資産」の定義を充足するかどうかを明確にする要請を受けた。提出者は、親会社が子会社に対する持分を、「共同支配企業 (Joint Venture) 」(JV) (IFRS 第 11 号で定義される) / 「共同支配投資企業 (Jointly controlled entity) 」(JCE) (IAS 第 31 号で定義される) に拠出する取引について、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」(2008 年改訂) と SIC 第 13 号とのガイダンスの間に不整合があり、この拠出は親会社の子会社に対する支配の喪失になると考えている。SIC 第 13 号 5 項は、JCE に対する持分の他の保有者に帰属する持分の範囲に、JCE に対

する非貨幣性資産の拠出から生じる利得および損失を制限している。しかし、IAS 第 27 号(2008 年改訂)34 項は、子会社の支配の喪失に対する利得または損失を全額認識することを要求している。

以前の会合で、委員会は、この不整合を認識していたが、一般に JV/JCE または関連会社への拠出に関連する広範な論点を認識した。したがって、委員会は、この問題は、持分会計のより広範なプロジェクトの一環として審議会に委ねることによって、最もよく解決されうると結論付けたが、審議会に対する提案のため、適時に IAS 第 27 号(2011 年改訂)と SIC 第 13 号の要求事項との間の不整合を解決するために、可能なアプローチの予備的な分析を実施することを指示した。

2012 年 3 月の会合で、委員会は、言及された不整合を対処する代替案を議論した。委員会は、JCE/JV に対して拠出する場合の事業に対する支配の喪失の利得の認識について支持することを示した(事業が法的企業により行われているかどうかにかかわらず)。

委員会は、IAS 第 27 号(2008 年改訂)および SIC 第 13 号の間の不整合を解決する方法をさらに検討することを委員会に求めるかどうかを、審議会に質問する予定である。委員会は、また、委員会が IFRS 第 11 号に定義される共同支配事業に対する拠出の関連する論点を考慮しなかったことを審議会に知らせることを決定した。したがって、委員会は、この論点に関するいかなる提案も行わない。

IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」および IAS 第 17 号「リース」—土地の使用権の購入

委員会は、土地の使用権(「土地の権利」)の購入が、有形固定資産の購入、無形資産の購入、土地のリースのうちのいずれとして会計処理されるべきであるかを明確にする要請を受けた。本要請は、法域の法律および規制が、企業が土地に対する自由保有の権利を所有することを許容していないという具体的な事実パターンを含んでいた。その代わりに、企業は、土地開発するまたは建設する権利を購入することができる。

委員会は、当該論点を最終化するために、当該論点を「年次改善」に追加しないという提案を行う暫定的な見解と共に、次の会合に本提案を再提出することを、スタッフに依頼した。

管理セッション

委員会における残る論点のレポート

委員会は、将来の会合で議論される予定である2つの新しい論点および5つの未解決の論点に関する作業を繰り越した。これらの論点は、以下を含んでいる。

- ・ IFRS 第3号「企業結合」の論点: 比較的単純な関連プロセスを持つ資産がIFRS 第3号に従って事業の定義を満たすかどうかを明確にする要請
- ・ IAS 第12号「法人所得税」の論点: 企業が内部に単一の資産を有する子会社を保有する状況における繰延税金の算定を明確にする要請
- ・ IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」(2008年改訂)の論点: 子会社の資本に対する総額決済の売建プット・オプションに関する事後的な測定の方法を明確にする要請(NCI プット)
- ・ IFRIC 第15号「不動産の建設に関する契約」の論点: IFRIC 第15号の「連続的移転」の意味を明確にする要請
- ・ IFRS 第3号「企業結合」の論点: 退職時に失効する従業員に対する支払の取決めが結合後の勤務に対する報酬であり、取得の対価でないことの決定について、IFRS 第3号で決定できるかどうか、またはIFRS 第3号は指標となるが、これ自体では、自動的に支払が報酬であることを意味していないかどうかを明確にする要請
- ・ IAS 第38号「無形資産」の論点: 単一の規制制度内の顧客基盤が単一の会計単位として考えられ得るかどうか、その結果、これが規制資産および負債の認識をもたらすかどうかを明確にする要請
- ・ IAS 第16号「有形固定資産」の論点: 有形固定資産および無形資産の単一項目の無条件の購入に係る条件付価格設定を会計処理する方法を明確にする要請

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約6,400名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約182,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。